

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3157号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座001110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



杖立温泉鯉のぼり (熊本県小国町)

もくじ

- 随 想
- 政 策
- 政 策

地方創生テレワーク交付金について
 「転職なき移住」による地方への人と知の流れの創出
 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣参事官 松田 昇剛 ……(2)

地球温暖化対策推進法改正案を閣議決定
 「つながり」から生まれるもの ……(6)

大分県九重町長 日野 康志 ……(10)

コラム

新過疎法の成立ー人材育成を強調ー

早稲田大学名誉教授 宮口 侗 迪

年度末も押し迫った3月26日、新しい過疎法が、衆議院に続き参議院でも全会一致で可決成立した。過疎法は1970年に初めて制定されて以来、議員立法でたびたびの改正と延長を繰り返してきたが、今回新しい法律の名称は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」とされた。筆者が座長を務めてきた総務省の過疎問題懇談会は、旧過疎法の失効に向けて新しい過疎法の必要性和その理念、目的等について3年余り議論を重ね、昨年の4月に新たな過疎対策に向けての提言を公表した。法案はその後自民党の過疎対策特別委員会を中心に検討され、各党の議を経たものであるが、その名称及び理念が懇談会の提言をかなり反映したものになっていることは喜ばしい。

新法の前文には、食料・水・エネルギーの安定供給、生物多様性の確保、多様な文化の継承などの過疎地域の機能が発揮されること、国民の生活に豊かさや潤いを与え、人口の過度の集中による大規模災害や感染症等の危険の中で、過疎地域の役割が一層重要になっているという意味の記述があるが、過疎地域の持つ都市とは異なる価値が明記されたことの意義は極めて大きい。

筆者はこの20年余り、過疎地域は単に困っているから支援するという地域というだけではなく、その都市にない価値を育てることが、国全体の価値を高めると言い続けてきた。そしてその価値を持続しさらに発展させたのは人であり、それ故に人材育成は最も重要な課題の一つであると考え、新法の第一条の法律の目的の冒頭に、「人材の確保及び育成」が掲げられているし、さらに第四条の対策の目標の一号には、移住・定住・地域間交流の促進や地域社会の担い手となる人材の育成を図ることがしっかりと記されている。

過疎法はもとも都市部に対する生活基盤の格差是正のためのハード事業が目的であり、それなりに大きな成果を挙げてきた。その必要性はまだ存在するものの、都市にない価値をさらに育て発展させるためには、地域の人が力をつけるか力ある人に参入してもらえない。人材育成にはソフト事業が必須であるが、平成22年の改正でソフト事業への過疎債充当の条文が追加され、これはほぼそのまま新法に受け継がれた。地域にふさわしい産業の育成のみならず、暮らしの場としての地域社会の価値づくりに人材は不可欠である。未来は人がつくる。新しい過疎法がこのような理念のもとにつくられたことを心から喜ぶたい。

写真キャプション

熊本県小国町の杖立温泉で開催される「杖立温泉鯉のぼり祭り」。温泉街を流れる杖立川の上空を約3500匹の鯉のぼりが泳ぐ。河川をまたいで多くの鯉のぼりを泳がせるイベントは全国各地で見られるが、その発祥地は杖立温泉といわれている。1980年ごろから始まり40年以上も続いている歴史ある祭り。

地方創生テレワーク交付金について ～「転職なき移住」による地方への 人と知の流れの創出～

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣参事官 松田 昇剛

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京では5割以上、全国では3割以上の方々がテレワークを経験するとともに、地方移住への関心が高まっています。こうした機会を逃さず捉えるため、テレワークにより、地方においても都会と同じ仕事ができる環境をつくり、都会から地方への大きな人の流れを生み出すため、令和2年度第3次補正予算として、「地方創生テレワーク交付金」を創設し、100億円を確保しました。

令和3年3月30日、第1回交付分として、138の地方公共団体に対し、40億円の支援を決定したところですが、残る60億円の配分に向けて、6月上旬を締め切りとして、第2回募集を開始します。

2 地方創生テレワーク交付金 第2回募集のポイント

①民間が運営するサテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等の施設整備・運営費も支援対象

地方創生テレワーク交付金は、地方公共団体が運営する施設に限らず、

民間が運営するシェアオフィス・コワーキングスペース等の施設整備・運営費も支援の対象としています。なお、1

②施設整備・運営費以外に、施設利用を促進するプロジェクト推進費についても支援

地方創生テレワーク交付金は、単にサテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等を整備する事業ではなく、

それらを核に、地方への企業進出、移住を促進する事業です。このため、施設利用を促進するプロジェクト推

進費（1団体あたり1、200万円）を、施設整備・運営費とは別枠で交付対象経費としています。都市部企業に向けたお試しツアー、ワーケー

（参考）地方創生テレワーク交付金 地方負担の扱いについて

資料1

●高水準タイプ・・・1,000万の事業の場合、地方負担は50万円（交付対象事業費の5%）

地方創生テレワーク交付金 交付対象事業費の3/4 (75%)	臨時交付金※ 地方負担(1/4) の8割(20%)	地方負担 実質 5%
--------------------------------------	---------------------------------	-------------------------

●標準タイプ・・・1,000万の事業の場合、地方負担は100万円（交付対象事業費の10%）

地方創生テレワーク交付金 交付対象事業費の1/2 (50%)	臨時交付金※ 地方負担(1/2) の8割(40%)	地方負担 実質 10%
--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------

※補助裏に充当される臨時交付金は、県・市町村ごとに割り当てられた臨時交付金の交付限度額（地方単独事業分）とは別枠（国庫補助事業の補助裏分）で措置

政 策

シヨンを企画し、効果的なプロモーションを実施していただきます。
③ 居住・滞在機能を付帯させる場合、施設整備・運営費の2割以内であれば支援可能

地方創生テレワーク交付金の対象施設は、テレワークにより働く環境または機能を有する施設です。したがって、単に住宅施設や宿泊施設を整備するだけの事業は対象となりませんが、サテライトオフィス等の利用者が地方創生テレワークを実施する上で必要な居住・滞在機能を付帯させる事業であれば、一体として「職住一体型サテライトオフィス等」と捉えることが可能であり、施設整備・運営費の2割以内であれば支援可能としています。

④ 国費負担は95%が90%
地方創生テレワーク交付金の補助率は、進出企業数・県外利用者数、移住者数に関する目標水準に依じて、高水準タイプが3/4、標準タイプが1/2です。

一方、令和2年度に予算化され、令和3年度に繰り越して執行する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、市町村ごとに交付限度額が割り当てられた地方単独事業分とは別に、ポストコロナに向けた経済構造の転換・

好循環の実現として実施する国庫補助事業の地方負担分（算定率0.8）が別枠で確保されています。

この国庫補助事業の地方負担分に充当するものとして確保されている臨時交付金の対象に、地方創生テレワーク交付金は含まれていますので、地方負担（1/4、1/2）の8割に対して、臨時交付金が充当されます。このため、実質的な地方負担は、高水準タイプで交付対象事業費の5%、標準タイプで10%となります。

3 地方創生テレワーク交付金の制度概要

- (1) 交付対象者
① 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）外の地方公共団体
② 東京圏内の条件不利地域を含む市町村
③ 東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県

(2) 交付対象事業
地方創生テレワークの推進により、地方への新たなひとの流れを創出するため、地方公共団体が地域の実情や強みを踏まえ、創意工夫を凝らしつつ積極的に取り組む、以下のいずれか又はその組み合わせにより実施する事業

① サテライトオフィス等整備事業（自治体運営施設整備等）

地方公共団体が、サテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」といふ）を開設・運営するとともに、

② サテライトオフィス等開設支援事業
（民間運営施設開設支援等）

地方公共団体が、民間のサテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設について、その開設・運営を支援するとともに、プロモーション、ビジネスマッチング等のプ

資料2

地方創生テレワーク交付金による支援のイメージ

Diagram showing support categories: 1. Satellite office etc. as public facility, 2. as private facility, 3. promotion of existing facilities, 4. support for business entry. Includes budget (100 billion yen), subsidy rate (max 3/4), and cost caps (900 million yen for facility, 1.2 billion yen for project).

ロジエクトを推進する事業
③ サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等充実活用等）
地方公共団体が、その区域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス等の施設

【総事業費ベース、国費は3/4、または1/2】

資料3

地方創生テレワーク交付金 採択結果

■ 地方創生テレワーク交付金の採択結果は、**全体138件**、うち高水準タイプ51件、標準タイプ87件で、交付対象事業費は65億円、**国費ベースでは40億円**

<採択結果>

	件数	交付対象事業費(億円)	国費ベース(億円)
全体	138 <small>道府県14 市町村124</small>	65	40
高水準タイプ [3/4補助]	51	28	21
標準タイプ [1/2補助]	87	38	19

<要素事業>

要素事業	団体数	対象数
①サテライトオフィス等整備事業 (自治体運営施設整備)	56	72施設
②サテライトオフィス等開設支援事業 (民間運営施設開設支援)	63	114施設
③サテライトオフィス等活用促進事業 (既設拡充・促進)	30	79施設
④進出支援事業 (利用企業助成)	67	271社

④進出支援事業(施設利用企業助成)
 トを推進する事業
 利用を促進するため、テレワーク関連設備の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進する事業

地方公共団体が①～③までの事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業に対して、進出支援金を助成する事業

(3) 交付上限額(総事業費ベース) 施設整備・運営に関する経費 収容可能人数(1施設当たり)が20人未満の施設3,000万円、20人以上50人未満の施設4,500万円

地方創生テレワーク交付金 交付対象事業における取組事例1 (香川県小豆島町)

資料4

○交付対象施設(ワインハウス)位置図



○改修後の施設見取り図



50人以上の施設9,000万円
 ○施設整備・運営以外のソフト経費 1団体につき1,200万円
 ○進出支援金 1社につき100万円
 (社数の上限についてKPIに応じて設定)

4 第1回募集の採択結果

第1回募集の採択結果は、全体で138件、国費ベースで40億円の支援を決定しました。採択された事業にはどのようなものがあるか、事例を紹介します。

◆事例1 香川県小豆島町「小豆島うみちかオフィスでテレワーク」整備事業

(内容)
 ・島内の既存レジャー施設「小豆島ふるさと村ワインハウス」のサテライトオフィスへの改修(20,000千円)
 (主なポイント)

・NPO法人Totieとの協働により既に毎年100人超(51%が20〜40代)が移住
 ・入念なニーズ調査に基づき、企業ニーズ(個人ブース、遮音会議室、高さ可変デスク、モニターのインチ数、USB-C電源等)を把握済み

政 策

資料5

地方創生テレワーク交付金 交付対象事業における取組事例2（熊本県高森町）

「アーティストビレッジ阿蘇096区」



（旧高森温泉館を㈱コアミックスが買い取り、エンタメの発信拠点として整備済み）



デジタル作画・画像編集をスムーズに行える高機能なワークステーション等 漫画制作機材



デジタル技術を使った漫画制作

- ▶ 作家と編集部はデータのやり取り
- ▶ 機材と大容量通信があれば、地方でも都市部と変わらず漫画制作可能

= 原稿データをオンラインでつなぎ 地方にいながら都市部と変わらない制作環境を創出



高解像度画像もやりとりしつつ オンライン編集会議が可能な 1 Gbps専用回線（整備済）

400千円）

を支援）（6、

機材）の導入

な漫画制作等

設備（高性能

レワーク関連

「アーティスト

ビレッジ阿

蘇096区」

に対して、テ

レワーク関連

設備（高性能

な漫画制作等

機材）の導入

を支援）（6、

400千円）

申請に当たっては、事業計画書の

を介して各団体にまもなく発出予

定の事務連絡を参照してください。

を行います。詳細は、今後、都道府

県を介して各団体にまもなく発出予

5 事前相談の案内 (第2回募集 6月上旬締切)

6月上旬を締切として第2回募集

を行います。詳細は、今後、都道府

県を介して各団体にまもなく発出予

定の事務連絡を参照してください。

を行います。詳細は、今後、都道府

県を介して各団体にまもなく発出予

● 休刊のお知らせ ●

4月26日付、5月3日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。

第3158号は5月10日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

メール chihou-telework.k2k@ga0.go.jp

電話 03-6257-3888

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局／内閣府地方創生推進室

問合せ先

★御関心を抱かれた団体の皆様へ

◆ホームページはこちら

「内閣官房・内閣府総合サイト『地方創生』にて、本制度の詳細や、評価基準、交付要綱、Q&A、採択事例等を紹介しています。

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/

書き方等について事前相談を受け付けます。事務連絡を待たずに御相談いただいても構いません。左記の問合せ先に直接ご連絡ください。各団体には積極的な申請を検討いただきたいと考えていますのでよろしくお願いたします。

②漫画クリエイター等短期滞在体験経費等プロジェクト推進（5、497千円）

③進出支援金の支給（1、000千円×5社）

（主なポイント）

・シティハンター、北斗の拳などの有名作品を有する東京の㈱コアミックスが高森町に令和2年12月、「アーティストビレッジ阿蘇096区」を整備済み

・本事業で、デジタル作画・画像編集をスムーズに行える高機能なワークステーション等マンガ制作機材の導入を支援

・地方にいながら都市部と変わらない制作環境を創出し、漫画クリエイターに提供

・本事業とは別に毎年実施している「くまもと国際マンガCAMPin阿蘇高森」等を通じ、国内外のクリエイターを呼び込み、熊本版「トキワ荘」を目指す。

◆事例2 熊本県高森町「エンタメ企業と連携した漫画等の関連事業をターゲットにしたサテライトオフィス利活用推進プロジェクト」

カーが居住、先行居住者との交流で移住増が期待

島内には既に30名程度のテレワーカー

見えるロケーション。宿泊も容易な

・国民宿舎、ふるさと荘、ファミリーロッジ等の滞在施設が近接する海が

ワークスペースとなる見込み

企業と連携した漫画等の関連事業を

地球温暖化対策推進法改正案を 閣議決定

～2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ 地域の再エネ活用を促進～

政府は3月上旬、昨年、菅首相が宣言した「2050年カーボンニュートラル」の基本理念を明確に位置付けるとともに、その実現に向けた具体的な方策として、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化やオープンデータ化を推進する仕組みを措置するための地球温暖化対策推進法の一部改正法案を閣議決定し国会に提出した。

1. 改正の背景

地球温暖化問題がクローズアップされる契機となったのは、1992年リオデジャネイロで開催された「リオ地球サミット（国連環境開発会議）」だった。1994年には、気候変動枠組条約が発効、中身を議論するCOP（国連気候変動枠組条約締約国会議）は、1997年京都で開催されたCOP3で、先進国の温室効果ガス排出量の削減を義務付けた「京都議定書」を採択した。その後、2015年パリで開催されたCOP25では、産業革命以降の気温上昇を1.5℃～2.0℃に抑えることや、森林等の吸収源の保全・強化の重要性などについて、先進国のみならず新興国・途上国を含め取り組むことなどを内容とした「パリ協定」が採択された。また、COPとは別の「国連気候変動サミット」の2019年会議において、国連のグ

テレース事務総長は、「すべての国、都市、金融機関、企業は、2050年までに（温室効果ガスの）排出実質ゼロを達成するための計画を採用し、明確な短期目標も含め、すぐに実行する必要がある」と訴えた。同サミットは、2020年12月にも開催され、菅義偉首相はビデオメッセージで、温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにすることや、2021年に開催されるCOP26までに2030年までの新たな目標を国連に提出することを表明した。

日本の温室効果ガスの削減目標について、これまで政府は、「地球温暖化対策計画」（2016年5月閣議決定）の中で、「2050年までに80%の排出削減を目指す」としていた。今回の「実質ゼロ宣言」はさらに踏み込んだ形となった。

2. 主な改正内容

(1) パリ協定・2050年カーボ

ンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

今回の改正では、新たに以下の内容が「基本理念」として追加された。

「地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)の規定により世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。」このように、パリ協定の内容を踏襲し、2050年の脱炭素社会実現が法律に明記されることとなった。

これによって、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民や地方公共団体、事業者に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを

政 策

促進したいとしている。

(2) 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

地球温暖化対策推進法は、地方公共団体実行計画を21条で規定、この実行計画は、運用上「事務事業編」と「区域施策編」と呼ばれるものに分かれている。事務事業編（法21条1項・2項部分）は、各自治体の事務事業に関する温室効果ガスの削減計画で、既にすべての都道府県市町村に策定が義務付けられており、策定率は90%となっている。もう一方の区域施策編（法21条3項部分）は、事務事業に加え、住民や事業者を対象とし、再エネの導入などを具体的に進めるための計画で、現行では都道府県、政令市、中核市に策定が義務付けられており、その他市町村の策定は規定されていない。今回の改正では、この区域施策編について、これまで規定されていなかった実施目標の記載とともに、市町村に対しても「定めるよう努めるものとする」とされた。

この、実行計画（区域施策編）には、新たに市町村が地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業「地域脱炭素化促進事業」が創設され、市町村の認定を受けた事業については、関係法令の手続ワンストップ化等の特例が受けられることとした。これは、市町村内で実行計画に適合した再エネ事業（太陽光や風力など）を検討する際、自然公園法や温泉法、廃棄物処理法、農地法、森林法、河川法の関係手続（開発許可など）についてワンストップサービスを実現するものとなっている。具体的には、事業者や市町村、都道府県、国の関係出先機関などで構成されることが想定されている協議会を設置し、市町村が当該事業に関する開発行為等の関係法の手続について同意を得ることとされている。また、環境アセスメントについても、事業計画の立案段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果を伝える環境影響評価法上の手続（配慮書の作成）が省略されることとなった。

政府はこれによって、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進するとしている。

(3) 法改正に関する意見の申し入れ
全国町村会と全国市長会は2月下旬に、今回の改正が市町村の環境政策にも影響を与えつることから環境省

に対し意見を申し入れた。意見と環境省からの回答の概要は次のとおり。

【意見1】地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定について

①専門的な知見やマンパワー、財源の不足等が懸念されることから、人□や財政規模、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル、地域におけるカーボンニュートラルの状況など、地域の実情を総合的に勘案し、各市町村において柔軟な対応ができるようにつにすること。

②区域内の温室効果ガス排出量の算定やデータ収集等を市町村が容易に取り組むことができるよう支援すること。

③専門家の派遣や人材育成、地域の実情を踏まえた実効性の高いガイドラインの早急な提示など、市町村等の策定が円滑に進むよう支援すること。

【回答】

○地域の実情を勘案し、各市町村における柔軟な対応ができるよう、制度運用に当たっての考え方の整理やガイドラインを整備したい。

○温室効果ガス排出量の算定、推計に資するツール類の提供など市町村の計画策定に資する各種情報基盤の整備を行う。

○「ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ」(予算措置)の計画策

定支援事業による市町村への支援を行う。これにより区域の施策・目標に関する事項の策定等への支援が可能。

【意見2】実行計画における施策の実施目標について

国が目標を設定する施策や目標の水準等を示す場合は、地域の実情に沿った実施目標の設定ができるよう配慮すること。

【回答】

「施策の実施に関する目標」については、地域の実情により、施策の内容によっては適切な指標を設定することが難しい場合もあることも踏まえつつ、目標設定の考え方について、ガイドラインで示したい。

【意見3】地域脱炭素化促進事業の記載事項について

①地域脱炭素化促進事業の目標等の詳細を早急に示すとともに、先行策定市町村の具体的な事例等を継続的に情報提供すること。

②促進区域の設定に当たっては、地域における合意形成、専門的調査の実施及び調査書の作成等に関する支援を行うこと。

【回答】

○制度運用の考え方を整理し、ガイドラインを可能な限り早期に整備したい。
○先行的な市町村の取組についても情報収集するとともに、積極的に周

政 策

知したい。

○市町村の実態を踏まえつつ必要な支援策を検討したい。

【意見4】 地域脱炭素化促進事業計画の認定制度について

①制度の構築に当たっては、市町村の意見を反映し、迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

②関係許可等権者との協議については、専門的な知見が必要となることから、円滑に実施されるよう市町村の負担に配慮した制度設計を行うこと。

③同制度の実施に当たっては、市町村に過度な事務負担が生じないよう、国及び都道府県において十分な支援を行うこと。

【回答】

○ガイドラインの検討に当たっては、市町村からの意見を聴取し、反映するとともに、適切な情報提供にも努めてまいりたい。

○制度の運用に当たっては十分な準備期間を設けたい。

○本法案において、必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める旨規定している。適切な支援のあり方について検討する。

【意見5】 地方公共団体実行計画協議会での協議について

①想定される協議内容や手順等を早

急に示すとともに、関係者が必要とする情報の調査、専門家やコーディネーターの派遣など、運営に係る支援を行うこと。

②市町村に設置されている環境審議会、資源循環審議会等の組織を同協議会として活用できるようにすること。

【回答】

○本法案において、国及び都道府県が、市町村に対し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める旨規定しており、必要な支援策を検討する。

(4) 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

一定以上の温室効果ガスを排出する事業者(特定排出者)については、地球温暖化対策法に基づき排出量の算定と報告、公表が義務付けられている。今回の改正では、報告を原則電子システムとするともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みにするとしている。この法改正と併せて、報告者と情報の利用者双方にとって利便性の高いシステムの構築も推進するとしている。

改正法の施行については、基本理念については、公布の日から、その他については1年以内としている。

(全国町村会 財政部)

金融知識を基礎から学べる「資金調達入門研修」の動画配信を行います。

・公開時期：令和3年4月下旬予定 ・アフターフォローも充実

借入金利が妥当かどうかの判断方法は？

地方財政・地方債制度の基本的事項は？

金利に影響を与える経済について、どう見たい？

資金調達入門研修 (Webを活用した動画型研修)

制度編 (60分程度)	金融編 (90分程度)	経済編 (60分程度)
I 地方財政制度の概要 地方財政制度の概要説明や地方財政計画と地方債計画との関係を通じて、その全体像を解説します。 II 地方債制度の概要 地方債の資金区分、協議等及び借入手続などの手続面を解説するとともに、地方債全体の信用維持のための様々な仕組みや取組みについて解説します。	I 地方債の金利の見方 地方債の金利を見る視点や金利の決定方式など、金利に関係する基本的な考え方を解説します。また、資金調達をする際の「ものさし」となる金利を紹介します。 II 実践スプレッド分析 借入利率と「ものさし」となる金利との間でどの程度の差(スプレッド)があるかを分析するための手法を紹介します。	I 経済と金利 日本銀行が金利に与える影響や最近の金融政策について解説します。 II 金融政策の動向 経済と金利の関係、経済の規模を示すGDPとその動向について解説します。 III 最近の経済の動きを知る 経済の動きを知るための日本銀行のレポートや公的な機関が発表している統計等について紹介します。



Point 1

- ▶ 解説動画とテキストが連動
- ▶ 都合に合わせて、好きな時間に何回でも視聴可能
- ▶ 目次機能を活用して、視聴したいページへ簡単移動

Point 2

講師によるアフターフォロー

- ▶ 講義内容に関する疑問・質問
- ▶ 資金調達に関する実務的なご相談(銀行との借入交渉など)

いつでも受け付けます！右記お問い合わせ先へご連絡ください。

お知らせ

- 動画は機構ホームページにて公開します。
- 視聴にはID・パスワードが必要です。ID・パスワードの取得方法は、地方公共団体あての通知(4月上旬通知予定)をご確認ください。

お問い合わせ先

ファイナンス支援課:03-3539-2677
 finance@jfm.go.jp

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く
地方公共団体金融機構
 Japan Finance Organization for Municipalities

情 報

季節に拾う・新歳時記(4月)

小 牧 規 子 (ジャーナリスト)

● 桜

桜は日本人にとって特別な花と言えよう。平安時代以降、花と言えれば桜を指し、花見と言えれば観桜だった。嵯峨天皇が平安京の神泉苑で催した観桜の会が宮中花宴の最初とされ、この宮中で始まった行事が民間にも広まり、春の風物詩である「花見」となった。

数多くの品種がある桜だが、エドヒガンとオオシマザクラを交配させたソメイヨシノは、明治以降、全国各地に広がった。学校の校門近くに植えられていたことが多く、入学の日を桜の木の下で迎えた人が少なくない。今、戦後に植樹されたソメイヨシノの寿命が近づきつつある。衰えが目立つ木は伐採され、よく似た別の品種に植え替えられている。日本の春の象徴が様変わりするのだろうか。

● 井上ひさし

劇作家で小説家。笑いの中に鋭い社会批評を忍び込ませた作品で、演劇、小説、テレビと幅広く活躍した。

山形県生まれ。上智大学在学中からコントの台本を書き始め、1964年スタートのNHK連続人形劇『ひよっこりひよつたん島』の脚本で注目を集めた。1969年に『日本人のへそ』で劇作家デビュー。1984年に劇団

「こまつ座」を設立し、座付き作家として、『小林一茶』『頭痛肩こり樋口一葉』などの評伝劇で時代と人間を描いた。小説では、1972年に『手鎖心中』で直木賞受賞。『吉里吉里人』『父と暮らせば』など数多くの作品を世に送り出した。筆の遅いことでも知られ、自ら「遅筆堂」と名乗った。2010年4月9日肺がんのために死去。75歳だった。

● タケノコ

地下茎から伸びた若芽が地表に出たものがタケノコだ。地表に出てわずか10日で一人前の「竹」になる。4月から5月にかけてが旬だ。

淡竹や真竹も食用になるが、一般によく食べられているのは柔らかな孟宗竹。特に京都近郊で採れるタケノコは京タケノコと呼ばれ、甘みが強い。中でも、身が真っ白のものは「白子」と言い、軽くゆでただけで食べることができる。

タケノコは空気に触れるとアクが強くなり、えぐ味を増すため、土から顔を出す直前に収穫する。朝掘りのタケノコは、さつとゆがぎ、そのまま食べてもおいしい。旬のワカメと合わせた若竹煮や削り節をまぶした土佐煮などで、季節の活力を取り入れたい。

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp



- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

随 想

「つながり」から
生まれるもの

このえ ひ の や す し
大分県九重町長 日野 康 志

九重町は大分県の南西部、標高1、700m級の山々がそびえる九重連山の麓に位置し、広大な町の面積の約8割を山林・原野が占めており、さながら緑の宝庫と言えます。四季折々に表情を変える自然は、「春は黒(野焼き)、夏は青(新緑)、秋は赤(紅葉)、冬は白(雪)」と表し、色のおり年間を通して自然に親しむことができます。今年8月には、第5回「山の日」記念全国大会が大

分県で開催され、本町はメイン会場となります。また、豊富な地熱資源により、九重「夢」温泉郷と称する温泉群を有し、町内のいたるところで温泉を楽しめます。また、国内最大の地熱発電所もあり再エネ電力自給率は日本一、そして、2006年10月にオープンした九重「夢」大吊橋は、歩道専用として『日本一の高さ』を誇る、農業と観光の町です。

このような緑の町に、令和2年7月6日、突如として自然の猛威が襲いかかりました。「令和2年7月豪雨」です。この時、7月6日から8日にかけて、1時間に100mmを超える記録的な豪雨が3回にわたってあり、特に7日の24時間雨量は、役場庁舎裏に設置している雨量計で374mmを記録しました。このような線状降水帯による集中豪雨により、河川が氾濫、山腹崩壊による土石流も発生し、多数の住家被害が発生しました。

その数は、全壊7件、半壊80件に一部損壊、床上・床下浸水を含め196件にも上り、その他にも、河川、道路、橋梁、農地への災害など、被害は町内の広範囲に及び、その被害総額は117億円にも上る甚大なものとなりました。今回、幸いにも人的被害はありませんでしたが、農業と観光を基幹産業としている本町において、その基盤である農地や農業施設、また、観光・宿泊施設に大き

な被害を受けたことは、町の根幹に関わる大問題です。

さらに、これに加え、世界的な厄災とも言える新型コロナウイルス感染症の大流行が発生しました。令和2年1月に国内で新型コロナウイルスの感染が確認されてから1年が経ちましたが、令和2年4月の1度目の緊急事態宣言以降、第2波、3波と拡大の波は続いており、今年1月には11都府県に2度目の緊急事態宣言が発出されました。このような中、2月からは医療従事者等へのワクチンの接種が開始され、高齢者の接種は一部の市町村で4月から実施される予定ですが、未だ収束の兆しは見えず先行きは不透明な状況です。

今回のような厄災は歴史の歯車を大きく進めてしまふと言われますが、新型コロナウイルスは、私たちの社会経済活動、日常生活の形態を一変させるとともに、経済・社会構造の見直しを迫られているのも確かと言えます。

日常生活における例で言うと、ソーシャルディスタンスやマスクの着用などの「新しい生活様式」、3密の回避といったものです。働き方ではテレワークやオンライン会議、経済では非接触の電子マネーによるキャッシュレス化等がその例ではないでしょうか。

このような中で、私が非常に危惧しているのが、「人と人のつながり」

です。私は、まちづくりの原点は人であり、人と人が顔を合わせて話し、お互いが理解し合い、お互いのことを考え助け合える関係こそが、信頼につながると思っています。しかし、このいわゆる「コロナ禍」は、人とのつながりを希薄なものとし、分断させかねない状況を創りだしています。これは、身体的な距離だけのことではなく、新型コロナウイルス感染症にかかる「デマ」や「人権侵害」といった、差別や偏見による心の距離も同様です。このようなことは断じて許すことはできません。

今、日本だけでなく世界中で、災害やコロナ禍により、人々が積み上げてきた生活が壊され、不安や恐怖で途方に暮れる日常となつています。しかし、苦しい時こそ人の力に勝るものはありません。人と人がつながり、助け合い、再び歩き始めることが何よりも大切だと思います。豪雨災害の折には、町内外から駆けつけていただいたボランティアの方々と「つながり」に、大きな希望と勇気をいただきました。

今後、社会のデジタル化やインベーションが進むことは想像に難くありませんが、どのように形が変わろうと、「人と人のつながり」「ひとつくりに始まるまちづくり」を基本として、未来へ向けて種を蒔いて行きたいと強く思っています。



車両共済(保険)のご案内

(一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら!

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**
 - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
 - 保険料分割払(12回)も選択可能です。
 - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

さらに 無料ロードサービスがついてきます。

ご契約のお車が、事故、故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者にお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。 ●バッテリー上がりや、キー閉じこみ、ガス欠 など

- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

TEL

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJNK17-16682(2017.12.28作成)]

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえのないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの
会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用
いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



レストラン「ペルラン」



和食処「さいかち」

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 - 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
 - タクシー東京駅から約20分

